

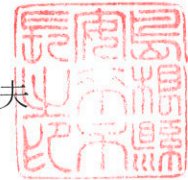
安来市公告

地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第19条第7項の規定により公告し、地域計画の案を次により縦覧に供する。

当該計画の案に対して意見のある者は、利害関係人（農用地等の地権者および借主、地区の農用地等を借り受ける意向のある者、協議の場に参加した者等）に限り令和8年5月28日までに意見を提出することができる。

令和8年5月14日

安来市長 田 中 武 夫



1. 地域計画の案の縦覧期間

自 令和8年5月14日

至 令和8年5月28日

2. 地域計画の案の縦覧場所

安来市伯太町東母里580番地

安来市農林水産部 農林振興課

3. 意見提出の際の留意事項

期間を過ぎての意見書の提出は受付できません。

意見書は日本語記載に限り、電話での意見は受け付けられません。

意見を提出する者が個人の場合にあつては住所及び氏名を、法人の場合にあつては法人名、代表者名及び事務所の所在地を記載すること。

4. 提出された意見の取扱い

提出された意見の内容は原則公開しますが、特定の個人が識別しうる個人情報

報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合があります。

意見書に対する個別の回答は行いません。地域計画を公告する際に意見の要旨及び処理結果を併せて公告します。